

近畿大学における次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)の実施に関する規程

(制定 令和 7 年 4 月 1 日)

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)による「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の採択を受けて近畿大学大学院において実施する次世代研究者挑戦的研究プログラム(以下「プログラム」という。)に関し、必要な事項を定める。

2 この規程は、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う高い志ある優秀な本学博士後期課程又は標準修業年限4年の博士課程(以下「博士後期課程等」という。)に在籍する学生への経済的支援を強化し、博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの選択を支援することを目的とする。

(実施体制)

第2条 プログラムの実施を統括するため、事業統括を置き、近畿大学大学院改革推進委員会委員長をもって充てる。

2 プログラムは、近畿大学大学院改革推進委員会及び大学運営本部大学院・共通教育学生センター並びに各事務組織の業務の実施を通じ、推進する。

(研究奨励費等)

第3条 プログラムの実施として、JST からの助成金に基づき、博士後期課程等の学生に対し、研究奨励費(生活費相当額程度の処遇を確保するための経費をいう。)及び研究費を支給する。

2 研究奨励費及び研究費(以下「研究奨励費等」という。)に係る企画及び支給等については、次条から第14条までに定めるところによる。

(研究奨励費等の支給額及び支給方法)

第4条 プログラムの対象となった学生(以下「対象学生」という。)への研究奨励費等の支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究奨励費 年額2,040,000円

(2) 研究費 年額 500,000円

2 前項第2号の規定にかかわらず研究費は、事業統括が対象学生の研究において有意義と認めるときは、年間360,000円を限度として追加支給する。

3 対象期間が12カ月に満たない場合における研究奨励費等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究奨励費

対象期間の月数(1カ月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年額の $\frac{1}{12}$ を乗じて得た額を支給する。

(2) 研究費

対象期間(1カ月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)が6カ月を超える場合は年額を支給し、6カ月以下の場合は年額の $\frac{2}{3}$ を支給する。ただし、第7条但書により選考された対象学生に対する

研究費は、当該選考に係り資格が取り消された対象学生に対して既に支給された研究費の額と合算して、年額を超えないものとする。

4 研究奨励費等は、次の各号に定める方法で支給する。

(1) 研究奨励費

1カ月に1度、対象学生の届け出た金融機関の口座に、年額の12分の1を振り込むことにより支給する。なお、留学生への支給は、来日後からとする。

(2) 研究費

対象学生からの請求に応じて支給する。なお、留学生については、来日後から請求できるものとする。

(研究奨励費等の支給要件)

第5条 研究奨励費等の支給は、近畿大学の博士後期課程等に在学する学生に対して、当該課程の標準修業年限以内の期間(休学期間を含めて計算する。ただし、出産、育児、傷病、留学等による休学の場合で、事業統括が認める期間を除く。)に限り認める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、研究奨励費等の支給を受けることができない。

(1) 独立行政法人日本学術振興会(JSPS)の特別研究員(DC)であること。

(2) 生活費に係る十分な水準(年額2,400,000円)の給付奨学金を得ていること。

(3) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準(年額2,400,000円を基準とする。)の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていること。

(4) 国費外国人留学生(日本政府から奨学金を支給されている留学生)又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生であること。

(対象学生の募集)

第6条 対象学生は、プログラムの趣旨、目的及び申請資格、研究奨励費等の支給額並びに対象学生の責務その他必要な事項を示し、事業統括が公募により募集する。

2 対象学生の募集は、年1回とする。

3 前2項の規定にかかわらず、事業統括は、第10条各号(第1号を除く。)に基づき研究奨励費等の支給を取り消した場合は、大学院改革推進委員会の議を経て、対象学生を追加で募集・決定することができる。

4 対象学生の氏名は、プログラム透明性確保のため、決定から修了又は資格喪失の10年後まで本学WEBサイトで公表するものとし、当該公表について同意することを募集に応募するための要件とする。

(対象学生の選考)

第7条 対象学生は、対象学生(進学見込の者を含む。)からの申請書に基づき、次の各号に定める審査フロー(予備審査、第一次審査及び第二次審査)により選考し、事業統括が決定する。ただし、前条第3項但書に基づく追加募集については、大学院改革推進委員会において選考し、事業統括が決定する。

(1) 予備審査

申請者が所属する課程の研究科長が、専門的に近い3名のピア・レビューアーを指名し、申請書に基づ

き研究内容、学力(論文、学会発表等)、新規性及び指導教員による推薦書等を勘案のうえルーブリック評価して点数化する。

(2) 第一次審査

大学院改革推進委員会において、申請書及び予備審査の結果に基づき、公平性・公正性を考慮し、特定の分野に極端な偏りが出ないように精査のうえ、各学年における採用予定数を若干上回る数の候補者を選考する。

(3) 第二次審査

事業統括、事業統括が指名する研究科長を含む学内有識者 3 名及び外部有識者 4 名により、面接審査(WEB システムによるものを含む。)を行い、プログラムの理念に対する理解、取り組む姿勢、抱負等を考慮のうえ選考する。

(奨励研究員の称号授与)

第8条 対象学生として決定された者には、「近畿大学 SPRING 学生」の称号を付与する。

(対象学生の責務)

第9条 対象学生となった者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャリア開発・育成コンテンツのうち必須と指定されたものを受講すること。
- (2) 指導教員・副指導教員の指導を受けること。
- (3) 年度末又は修了時に活動報告書を提出すること。
- (4) 研究倫理研修(eAPRIN)を受講すること。
- (5) 日本学術振興会(JSPS)特別研究員(DC)へ応募すること(ただし、申請資格がない場合を除く。)
- (6) ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへ登録してアカウントを作成すること。
- (7) 文部科学省科学技術・学術政策研究所(NISTEP)が運営する博士人材データベース(JGRAD)に登録すること。
- (8) JST が実施する学生へのモニタリング調査に協力すること。
- (9) プログラムの対象者について行われる調査に協力すること。
- (10) 修了後 10 年間、本学が実施する追跡調査に協力すること。
- (11) 第 6 条第4項に基づく公表に同意すること。

2 指導教員は、自らが指導する対象学生について、前項に定める義務の遵守状況を随時確認するとともに、必要な指導を行うものとする。

(資格の取消し等)

第10条 対象学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、対象学生の資格を取り消し、又は研究奨励費等の支給を停止することができる。

- (1) 第5条第2項のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 前条第1項に定める責務の履行の状況が不十分であると事業統括が認めたとき。
- (3) 研究奨励費等の受給辞退の申出があったとき。
- (4) 研究奨励費等の受給に係る応募書類等に虚偽の記載があったとき。

- (5) 除籍されたとき。
- (6) 懲戒処分を受けたとき。
- (7) その他事業統括が資格を取消し、又は支給を一時停止すべき事由があると判断したとき。

2 前項に基づき対象学生の資格を取り消された者は、支給を受けた研究奨励費等について、返還しなければならない。

(研究不正等の防止)

第11条 対象学生は、研究活動上の不正行為等への取扱規程その他の関係規程等を遵守しなければならない。

2 対象学生は、自らが関係した研究費について、不正使用又は研究活動上の不正行為が疑われた場合は、その調査に誠実に協力しなければならない。

3 事業統括は、対象学生における適切な研究費の執行について随時に必要な確認を行うものとする。

(税金等の納付)

第12条 事業統括は、対象学生に対し、研究奨励費等の受給(雑所得)に伴い生じる税金、年金保険料等の納付義務について説明しなければならない。

2 対象学生は、研究奨励費等の受給により生じる税金、年金保険料等について、適切に納付しなければならない。

(事務)

第13条 プログラムに関する事務は、大学運営本部大学院・共通教育学生センターにおいて行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。